

「地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター  
西市民病院次期医療情報システム更新に関するコンサルティング  
業務」公募型企画競争方式実施要領

平成 30 年 12 月 21 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
神戸市立医療センター西市民病院

本要領は当院が次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務について受託事業者を公募型企画競争方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託要求書」を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

## 1. 業務の概要

### (1) 委託業務名及び数量

次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務 一式

### (2) 業務の内容

「地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院

次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託要求書」(以下「要求書」という。)のとおり

### (3) 委託期間

2019年2月15日(予定)～2021年1月31日

### (4) 契約金額の上限

金 26,952,000円(消費税及び地方消費税含む)

### (5) 履行場所

神戸市立医療センター西市民病院

## 2. 受託事業者資格要件

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格または平成30年度及び平成31年度神戸市民病院機構物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 審査の申請受付期間の最終日から契約の日までの間に、神戸市指名停止要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の開始が決定されている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。

## 3. 委託事業者選定スケジュール

- (1) 実施要領の配布期間：平成30年12月21日～平成31年1月11日
- (2) 応募登録申込及び質問票提出：平成30年12月21日～平成31年1月15日
- (3) 質問の回答：平成31年1月22日までに随時回答
- (4) 企画提案書・見積書の提出期限：平成31年1月29日
- (5) 評価審査委員会：平成31年1月30日～2月12日(応募者へ別途通知)
- (6) 選考結果の通知：平成31年2月13日～
- (7) 契約予定日：平成31年2月15日

#### 4, 実施要領の配布

- (1) 配布期間：平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 11 日
- (2) 配布方法：下記場所にて配布、当院ホームページからもダウンロード可能。
- (3) 配布場所（担当課）

〒653-0013 神戸市長田区一番町 2 丁目 4 番地

神戸市立医療センター西市民病院北館 3 階

地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院 医事課医療情報係

TEL078-579-1973

e-mail:w\_iryojoho@kcho.jp

#### 5, 応募登録の申込み

- (1) 申込期間：平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 15 日
- (2) 提出場所：(担当課)

〒653-0013 神戸市長田区一番町 2 丁目 4 番地

神戸市立医療センター西市民病院北館 3 階

地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院 医事課医療情報係

TEL078-579-1973

e-mail:w\_iryojoho@kcho.jp

#### (3) 提出書類

以下に掲げる書類を各 1 部提出して下さい。

- ①企画競争方式参加申込兼資格審査申請書（様式 1）
- ②事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）※任意様式

#### (4) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡の上（土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）、送付記録が残る方法により、平成 31 年 1 月 15 日までに上記提出場所に必着のこと。

#### (5) 参加資格の審査

企画競争方式参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時連絡する。

#### (6) 参加資格の取消し

企画競争方式参加資格の確認結果の通知後、企画競争方式参加資格を有することの確認を受けた者以下（応募登録者）という。）が、次のいずれかに該当するときは、企画競争方式に参加できない。

- ①本要領 2 に定める受託事業者資格要件を満たさなくなったとき。
- ②本要領 5（3）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 6, 実施要領等に関する質問

(1) 提出期間：平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 15 日

(2) 提出方法

質問票（様式 2）に質問事項を記入し、本要領 12 に規定する問い合わせ先に電子メールで提出すること。件名は「次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務についての質問」とする。また、必ず到着確認を電話で行うこと。（土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。)) なお、当提出方法による以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成 31 年 1 月 22 日までに、応募登録の申込みを行った企業・団体の担当者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。なお、質問した事業者名は公表しない。また入札参加資格等に関する質問については、原則として公表しない。

(4) その他

本機構の回答は、本要領又は要求書等を補完する効力を持つ。

## 7, 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限：平成 31 年 1 月 29 日

(土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。))

(2) 提出書類

①企画提案書 15 部（正本 1 部、副本 14 部）

ア) 様式

任意様式とする。提案書形式の参考資料を別途掲示する。

ただし、別紙要求書の内容に沿って A4 サイズ、両面印刷で提案内容を 20 ページ以内に（表紙・目次を除く）にまとめること。また、表紙及び目次を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本 1 部には事業（会社）名を記載し、副本 14 部には事業者（会社名）、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 使用言語

日本語とする。

ウ) その他

企画提案書以外の提案説明資料の添付又は提出は認めない。また企画提案書の提出は 1 応募登録者につき 1 提案とする。

②見積書 1 部

ア) 様式

様式は問わない。ただし、A4 サイズ片面とし、事業所の名称を記載した封筒に入れて封緘すること。

イ) 記載事項

次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 見積年月日、見積書の有効期限、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び電話番号) を記入し、会社印及び代表者の印を押すこと。

b) 業務ごとにかかる費用の額、業務ごとにかかる費用の総額、消費税及び地方消費税額、業務にかかる費用の総額。なお、ここでいう業務とは、別紙「次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託要求書」記載の各業務をいう。

(3) 提出場所 (担当課)

〒653-0013 神戸市長田区一番町 2 丁目 4 番地

神戸市立医療センター西市民病院北館 3 階

地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院 医事課医療情報係

TEL078-579-1973

e-mail:w\_iryojoho@kcho.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡の上（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時～午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）、送付記録が残る方法により、平成31年1月29日までに上記提出場所に必着のこと。

8. 受託候補者の審査方法

(1) 評価審査委員会の実施

①本機構等で構成する受託者選定に係る評価審査委員会において、企画提案書等を審査し、受託候補者を選考する。

②審査に当たっては、応募登録者による提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施を予定している。

(2) 評価基準

①次のア、イの各要件のいずれにも該当する応募登録者のうち、(3)の定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点が最も高いものを優先交渉者とする。

ア) 見積金額が、本機構の定める上限の範囲内の者。

イ) 見積金額が契約金額の上限の3分の2以下の金額を提案した場合は、本機構の調査の結果、履行に支障がないと認められたもの。

②①による最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を優先交渉者とする。さらに、技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該応募登録者にくじを引かせて優先交渉者を決定する、この場合において、当該応募登録者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当公募型企画競争方式の事務に関係のない本機構の職員にくじを引かせて優先交渉者を決定する。

(3) 評価項目と配点 (評価委員1人当たり)

①技術点及び価格点の評価項目と配点は下記のとおり

項目	評価内容	配点
技術点	要求書の実現性が高く、妥当な提案であることを評価する。	120点

	<p>(配点内訳と評価観点)</p> <p>A、事業者の実施体制 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトリーダー及びスタッフの資格要件</li> <li>・公的病院での導入・更新実績、事業者の取引実績</li> </ul> <p>B、システム統合化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数病院間のシステム統合化における経験</li> </ul> <p>C システム全般 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムベンダーとの連携及び当院の運用を考慮して、システムを構築するためのコンサルティング実施</li> <li>・システム調達範囲について他院での更新・導入事例</li> </ul> <p>D システム構築基本計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報システム構築基本計画策定</li> </ul> <p>E システム要求仕様書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">16点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報各システムの仕様書作成</li> <li>・ネットワーク、システム構成におけるクラウド化・仮想化等実績</li> </ul> <p>F 部門システム要求仕様書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報システムに接続する各部門システムの仕様書作成</li> </ul> <p>G システム更新運用業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム更新における業務運用設計支援</li> </ul> <p>H システム更新進捗管理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各システムベンダーの実施業務、進捗管理支援</li> </ul> <p>I システム更新保守内容 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報システム更新に伴う保守内容精査</li> </ul> <p>J システム更新時の課題把握・改善 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報システム更新時、更新後の課題改善支援</li> </ul> <p>K その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内各委員会及び運用 WG 等関連委員会運用支援</li> <li>・各システムベンダーへの依頼、質問、照会事項の進捗管理</li> </ul>	
価格点	見積金額評価点	30点

②最低基準

技術点が55点を下回る事業者は失格とする。

③評価項目

別紙、次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託契約企画提案書評価基準表の通り。

④技術点の評価方法

別紙、次期医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託契約企画提案書評価基

準表の通り。

#### ⑤価格点の算出

見積金額により次のとおり算出する。ただし、見積金額が契約金額の上限を超過している場合、価格点は算出せず失格とする。

$$\text{価格点} = (\text{最低見積額} / \text{提案者の見積額}) \times 30 \text{点}$$

・小数点以下の多数が生じる場合には、小数点以下を四捨五入する。

#### (4) 優先交渉者への確認

評価結果に基づき、本機構担当者が優先交渉者と提案内容及び契約意思について確認を行い認識に齟齬等がないことが確認できれば、受託候補者とする。

#### (5) 審査結果の通知

結果については、企画競争方式参加者全員に平成31年2月中旬頃に通知するとともに当院ホームページにおいて公表する。

### 9. 失格事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- (1) 見積書及び企画提案書等の必要な書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 見積書に記名及び押印がないとき。
- (4) 2通以上の見積書を提出したとき。
- (5) 代理人により応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 企画競争方式参加者及びその代理人が他の企画競争方式参加者の代理人となり、又は数人共同して企画競争方式に参加したとき。
- (7) 企画競争方式参加者の資格がない者が参加したとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (9) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

### 10. 契約の締結

#### (1) 契約の方法

①審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。

②受託候補者が辞退したとき、又は資格を喪失したときは、次点の応募登録者を優先交渉者とし、上記8、(4)優先交渉者への確認を行う。

③契約の締結に当たっては委託契約書を作成する。

#### (2) 支払条件

受託候補者の見積額を契約期間月数で除した額について、毎月末に当該月での委託業務履行

を確認し、当該月に係る請求書の提出を受けて当該月の翌月末までに当該月の委託料を支払う。

#### 1 1, その他

(1) 当該企画競争方式の応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該企画競争方式の終了後も返却しない。また本機構は、提出内容の取扱いについては、受託候補者選定に係る公表等に際して、他者に知られることのないようにするとともに、受託候補者選定の目的以外に使用しないように留意する。但し、応募者の了承を得た場合は、この限りでない。

(3) 本機構は、提出書類を当該企画競争方式の実施以外の目的で、参加者に無断で使用しない。

(4) 本機構が提示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。

(5) 本機構が提供する資料は、当該企画競争方式の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 当該企画競争方式の応募者は、受託候補者の選考後、この募集要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

#### 1 2, 当該企画競争方式を担当する部署の名称及び所在地（問合せ先）

〒653-0013 神戸市長田区一番町 2 丁目 4 番地

神戸市立医療センター西市民病院北館 3 階

地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院 医事課医療情報係

TEL078-579-1973

e-mail:w\_iryojoho@kcho.jp